

答 申 案 件 の 概 要

件名		被害者である特定個人の司法解剖の結果を示す文書の不開示決定処分に対する審査請求 （情報公開・個人情報保護審査会答申第48号）					
経緯	開示請求年月日	平成29年 4 月 6 日	審査請求年月日	平成29年 4 月19日	担当課	開 示 決 定 等	警察本部刑事部捜査第一課
	開示決定等年月日	平成29年 4 月14日	諮 問 年 月 日	平成29年 5 月18日		審 査 請 求	公安委員会
開 示 請 求 の 内 容		〇〇〇〇の殺人被疑事件に関して、被害者の司法解剖の結果を示す文書					
本 件 処 分 の 内 容		不開示開示決定 （不開示理由） 青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第 7 条第 3 号（個人情報）及び第 5 号（公共安全等情報）該当 開示された行政文書については、当該行政文書の存否を答えること自体が条例第 7 条第 3 号及び同第 5 号により不開示とすべき情報を開示することとなるので、当該行政文書の存否を答えることはできないため。 また、仮に当該行政文書が存在するとしても、条例第21条第 2 号に該当して適用除外となる。					
審 査 請 求 の 趣 旨		本件行政文書の開示を求める。					
審 査 会 の 結 論		青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは、妥当である。					
審査会の判断要旨							
1 対象行政文書について							
本件開示請求は、審査請求人の父を被害者とする殺人被疑事件に関して、その死亡に関する司法解剖の結果を記録したとされる行政文書の開示を求めたものである。 このため、本件開示請求の対象行政文書（以下、「本件行政文書」という。）が存在する場合、特定の個人に対し司法解剖が行われたという事実があることが前提となっている。							
2 条例第 7 条第 3 号本文該当性							
本件開示請求は、特定の個人を特定した上でなされており、本件特定個人の司法解剖の結果を記録した情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものである。なお、個人に関する情報には、死者も含まれると解されている。 <u>よって、当該情報は、条例第 7 条第 3 号本文に該当する。</u> 審査請求人は、条例第 7 条第 3 号本文の「又は」より前に記載されている「特定の個人を識別することができるもの」に関しても、不開示とするのは個人の権利利益を害するおそれがあるものに限られる旨主張している。 本県の条例は、いわゆる個人識別型を採用しており、「特定の個人を識別することができる情報」を原則不開示としている。その上で、たとえ個人を識別することができない情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害することがあり得ることから、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を個人識別情報に準じて不開示情報としているものである。 よって、特定の個人を識別することができる情報も、不開示とするのは「個人の権利利益を害するおそれ」があるものに限られるという審査請求人の主張は、本県の条例には妥当せず、採用することはできない。							

3 条例第7条第3号ただし書口該当性 条例第7条第3号ただし書口は、同号本文に該当する情報であっても、例外的に開示するものとして「人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報」を規定している。 審査請求人は、「殺人という犯罪による違法行為を行った犯人から、父の、また、私たち遺族の財産を守る目的で請求している」ので、同号ただし書口により開示されるべきである旨主張している。 本県の条例は、何人にも開示請求権を認めており、開示請求者の属性によって開示不開示の結論を異にすることはできない。開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。当該情報が同号ただし書口に該当するというためには、開示請求者の属性に関わらず、誰に対しても開示することが必要であるという公の利益が客観的に認められることが必要となるのである。 これを本件について検討すると、特定個人が司法解剖を受けたという事実及びその記録を「公に」（＝公衆が知り得る状態に）することによって、当該特定個人のプライバシーの保護に優越するような「公益」が確保できるとは認められない。 よって、<u>本件開示請求の対象となる情報は、条例第7条第3号ただし書口に該当しない。</u> 4 条例第10条該当性 以上、本件対象文書は、特定個人が司法解剖を受けたことを前提として作成されるものであるから、本件対象文書の存否を明らかにするだけで、当該特定個人が司法解剖を受けた事実の有無が明らかとなり、条例第7条第3号の不開示情報を開示することになるため、<u>他の条項の該当性について判断するまでもなく、条例第10条に基づき、行政文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行った実施機関の判断は、妥当であると認められる。</u> 5 条例第9条該当性 審査請求人は、条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示を求めていると認められ、「私が殺人被疑事件に係る被害者遺族である」という事情は、条例第9条における裁量的開示の検討の理由になることはあっても、開示をする判断にはプラスに働かないという考えに至ることは許されない旨主張しているので、同条該当性について検討する。 本条は、条例第7条各号の不開示情報について、公益上「特に」必要があると認めるときに、実施機関の高度な行政的判断による、いわゆる裁量的開示を認めた制度である。しかし、この判断にあたり、特に個人情報の裁量的開示については、個人のプライバシー保護の見地から、個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮が必要と解されているところであり、個人情報についての裁量的開示は極めて限定的な場合でなければならない。 本条による裁量的開示を行うに際しては、開示することによる公益が不開示にすることによる利益に優越すると認められることが必要である。 また、上記3でも述べたとおり、開示請求権制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該開示決定等の結論に影響を及ぼすものではないのであるから、仮に本条による裁量的開示を行う場合は、開示請求者が当該特定個人の近親者であるという特別な属性があるかどうかに関わらず、誰に対しても開示することとなることに留意する必要がある。さらに、審査請求人が被害者遺族であるという事情が、国民一般の利益を意味する公益上の開示の理由になるということはない。 これを本件についてみると、特定個人の司法解剖の結果記録を開示することに国民一般の利益を意味する公益があるとは認められない。 よって、<u>仮に、本件対象文書が存在した場合でも、実施機関が条例第9条による裁量的開示を行うことが妥当であると解することはできない。</u>	<結論> 以上、本件開示請求に対し実施機関が行った不開示決定は妥当である。
---	---